

## ■ 適格機関投資家等特例業務の概要

○ 適格機関投資家等特例業務については、

① 適格機関投資家 1名以上

② 適格機関投資家以外 49名以下

を相手方とすることなどを要件として、当局への事前届出のみで業務（ファンド持分の販売・勧誘、ファンドの運用）を行うことが可能です（金融商品取引業者としての登録は不要）。

※適格機関投資家等特例業務届出者は、基本的に適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）を相手に業務を行う者。

・ 適格機関投資家は、第一種金融商品取引業者、投資運用業者、投資法人、銀行、保険会社、信用金庫、金融庁長官に届出した個人（保有有価証券残高10億円以上かつ証券口座開設後1年経過）等。

・ 適格機関投資家以外は、国、地方公共団体、上場会社、個人（投資性金融資産1億円以上かつ証券口座開設後1年経過）等。

【イメージ図】

